

平成23年度三田市職員採用

# 三田市民病院職員募集要項

## 【臨床検査技師】

三田市は今、「急成長都市」から「成熟都市」に大きく飛躍しています。

この三田で、患者の皆様とその家族のために、

「安心、納得、心のこもった医療」の提供を目指し、

自分を磨き、頑張る人を求めています。



試験日 平成22年9月12日（日）

受付期間 平成22年8月2日（月）～9月7日（火）

（ただし、土曜及び日曜を除きます。）

お問い合わせ・受付先

〒669-1321 三田市けやき台3丁目1番地1

三田市民病院 事務局 総務課（3階）

☎ (079) 565-8605（直通）

## 職種・採用予定人員・受験資格

職種	採用人員	受験資格
臨床検査技師	1名	昭和56年4月2日以降に出生した人で 臨床検査技師の免許を有する人、 または、平成22年国家試験により同免許取得見込の人

[注] 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は、受験できません。

## 業務内容

臨床検査技師業務

## 採用試験

### 1 一次試験

#### ① 試験日・場所

日 時	場 所
平成22年9月12日(日) 《詳細》「受験要領」参照してください	三田市民病院 3階 講堂 三田市けやき台3丁目1番地1 ☎ 079(565)8605(直通)

#### II 試験科目等

科 目	時 間	試 験 内 容
専門試験	90分	臨床検査技師に必要な専門知識(記述式)
作文試験	60分	課題に対する思考力及び表現力等について
適性検査	30分	職種に必要な職場適応性等に関する検査

#### ③ 試験当日持参するもの

受験票・筆記用具(HB鉛筆・消ゴム等)及び昼食等

### 2 二次試験【一次試験合格者を対象とします】

#### ① 試験日・場所

日 時	場 所
平成22年10月2日(土) 《詳細》「受験要領」参照してください	三田市民病院 3階 講堂 三田市けやき台3丁目1番地1 ☎ 079(565)8605(直通)

#### ② 試験科目等

科 目	時 間	試 験 内 容
集団面接	60分	集団による面接試験
個別面接	15分	個別による面接試験

## 試験結果

平成22年10月下旬に発表予定（受験者全員に合格・不合格を通知します。）

## 待遇

1 初任給（平成22年1月1日現在新卒基準）

大学卒（4年制） 193,000円程度（地域手当6%を含む）

短大卒（3年制） 185,700円程度（地域手当6%を含む）

※ 免許取得後の臨床検査技師の職歴期間は、上記金額に加算があります。

2 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当（年4.5ヶ月）、特殊勤務手当（日額270円）、当直手当（1回9,300円）などが規定に基づいて支給されます。

## 採用時期

合格者は、平成23年4月1日付で採用予定です。

## 応募手続き

1 受付期間 平成22年8月2日（月）～9月7日（火）  
(土・日・祝日を除きます)

郵送の場合は、9月7日（火）午後5時00分到着分まで

- ① 募集要項の郵送を希望される場合は、120円切手を貼り返送先を明記した封筒を同封のうえ、市民病院 総務課 あて請求してください。（8月31日（火）到着分まで）
- ② 応募書類を郵送する場合は、90円切手を貼り、返送先を明記した封筒を同封のうえ、市民病院 総務課 あて送付してください。（締め切り期限厳守）  
なお、封筒には『職員採用試験応募書類在中』と朱書してください。

2 受付時間 午前8時30分から午後5時00分まで

3 受付場所 〒669-1321 三田市けやき台3丁目1番地1  
三田市民病院 事務局 総務課  
☎079(565)8605（直通）

- 4 受付時提出書類
- ① 受験申込書（本市所定の用紙に所要事項を記載のうえ上半身脱帽の写真貼付）《写真サイズ：たて6.5cm×ヨコ5.0cm》
  - ② 受験票（本市所定の用紙に所要事項を記載のうえ上半身脱帽の写真貼付）《写真サイズ たて6.5cm よこ5.0cm》
  - ③ 免許取得者 免許証の写（臨床検査技師免許）  
平成23年卒業（見込）者 成績証明書
  - ④ 受験結果通知用封筒  
(本市所定の封筒に宛先明記のうえ提出)

なお、採用前健康診断票は合格者に追って提出を求める。  
また、健康診断の結果を受けて、最終合格発表を行います。

【参考】

地方公務員法第16条（欠格条項）

次のいずれかに該当する人は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができません。

- 成年被後見人又は被補佐人
- 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者